



しみんけんしょう

市民憲章って なんだろう？



啓発リーフレット（令和4年6月版）

市民憲章とは...?

きょうとしし みん けん し ょ う
京都市市民憲章は、私たちのまち・京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、昭和31年に市民の皆様の手により制定されました。今日まで、住みよいまちづくりのために大切にしたいみんなの約束ごととして大きな役割を果たしています。市民憲章は全国600以上の都市で制定されていますが、京都市の市民憲章が日本で最初にできた市民憲章と言われています。

つまり市民憲章とは

まちをよりよく、もっと好きになるために
大切にしたいみんなの約束ごとです。

こ え だ よ
声に出して読んでみよう！

京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、
わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。
この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、
お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

わたくしたち京都市民は、

- 美しいまちをきずきましょう。
- 清潔な環境をつくりましょう。
- 良い風習をそだてましょう。
- 文化財の愛護につとめましょう。
- 旅行者をあたたかくむかえましょう。

ご か じ ょ う い
五箇条と言われる
5つの約束ごとで
定められているよ。

昭和31年5月3日制定

この市民憲章を日々の暮らしに生かし、より具体的な行動につなげていただくため、毎年「京都市市民憲章推進協議会」で定めた、「推進テーマ」と5つの「実践目標」とともに、身近に取り組むことができる「行動例」を紹介しています。「市民力」、「地域力」などのあらゆる京都の力を合わせて、明るい未来を切りひらき、「京都に住んでいてよかった」と感じる魅力あふれるまちづくりを進めていきたいと思います。

う た
歌ってみよう！

市民憲章が制定された頃、市民憲章の歌は市内の小学校で歌われていました。楽譜を見てみんなで歌ってみましょう。

あかるく

京都市市民憲章の歌

波谷 光明 作曲



- | | | | |
|------------------|-------------|-------------|---------------|
| 1. う つ く し い | ま ち を | き ず き ま し ょ | き ず き ま し ょ う |
| 2. せ い け つ な | か ん き ょ う を | つ く り ま し ょ | つ く り ま し ょ う |
| 3. よ い ふ う | し ゆ う を | そ だ て ま し ょ | そ だ て ま し ょ う |
| 4. ぶ ん か ざ い の | あ い ご に | つ と め ま し ょ | つ と め ま し ょ う |
| 5. り ょ こ う し ゃ を | あ た た か く | む か え ま し ょ | む か え ま し ょ う |

※当時、別の作曲家によって作曲された市民憲章の歌もあり、学校によって歌っていた市民憲章の歌が違う場合があります。

れいわ ねんどすいしん
令和4年度推進テーマ

「あらゆる力を合わせて 魅力あふれる京都を未来へ」

1

しぜん びかん みどりゆた うつく
自然やまちの美観を守り、緑豊かな美しいまちにしましょう。

2

ちきゅう みらい みぢか かんきょう とりくみ じっせん
地球の未来を守るため、身近にできる環境にやさしい取組から実践
しましょう。

3

ちいき たいせつ だれ あんしんあんぜん く
地域のつながりを大切にし、誰もがいきいきと安心安全に暮らせるま
ちをきずきましょう。

4

せかい ほこ きょうと ぶんか でんとう たいせつ まち つた
世界に誇る京都の文化や伝統を大切にし、守り伝えましょう。

5

りょこうしゃ こころ ふ たいせつ きょうと
旅行者との心の触れあいを大切にし、京都ならではの「おもてなし」
を実践しましょう。(※)

※京都へ安心してお越しいただける状況になった際に、観光客の方をお迎えする場合の目標です。

できることから始めよう！

きょう はじめるこうどうれい
今日から始める行動例（できることをチェックしてみよう）

- ☐ 自転車の放置やごみの不法投棄をしない・させない
- ☐ 路上喫煙や吸殻等のポイ捨てをしない・させない
- ☐ ごみ収集場所にネットを設置するなどして、ごみの散乱防止に努める
- ☐ 分別の徹底など、ごみ出しのルールを守る
- ☐ 手付かず食品や食べ残しの「食品ロス」をなくす
- ☐ マイバッグ、マイボトルを利用する。
- ☐ 冷暖房を適切な温度に設定するなど節電を心掛ける
- ☐ 笑顔であいさつをする、町内会に参加するなど地域とのつながりを日頃から大切にする
- ☐ 災害が起こった時のことを想定し、備えを徹底する
- ☐ 災害時には、互いに協力し合い、声を掛け合う
- ☐ 交通ルールの啓発活動、登下校時の児童への声掛けなど子どもを見守る

- ☐ 自転車は交通ルールやマナーを守って運転する
- ☐ 歩きながら携帯電話・スマートフォンを使用しない
- ☐ 多様な文化を受け入れ、お互いの理解・尊重に努める
- ☐ 和装や食をはじめ、様々な京都の文化に親しむ
- ☐ 花を活ける、お茶を点てる、伝統文化・伝統芸能等を鑑賞するなど文化に触れる
- ☐ 異文化に触れ、様々な国の文化への理解を深める
- ☐ 京都の文化・習慣を国内外から訪れる人に伝え、市民生活と調和した行動(※)を促す

(※) 観光客の方に促す行動の例

- ・ 人が多い日中ではなく、人が少ない早朝に社寺拝観を行う等、混雑を避けることで、静寂の中、じっくりと京都の魅力に触れてもらう
- ・ 大きな荷物は、宿泊施設まで荷物を運ぶサービスを利用し、周りに迷惑をかけず、スマートに散策してもらう
- ・ マイボトルを持参することで、環境に配慮した観光を行ってもらう



地域の学区内で「見守り隊」の一人として活動しています。週2回、朝8時頃、子どもたちや通勤する方たちに「いってらっしゃい」と声をかけています。始めてから4年がたち、「見守り隊」は私のライフワークの一つになりました。

この場所は、私自身が育ったところで、自分の子どもたちや孫も通学していた地域で愛着があります。そして、何より毎日顔を合わせる子どもたちがかわいくて、右も左も分からなかった小学1年生が、低学年の手を引

く頼もしい6年生になっていく成長や、最初は恥ずかしくて会釈しかできなかった子が「行ってきます！」と元気よく挨拶できるようになってゆく変化。子どもたちと顔を合わせるのは、ほんのわずかな時間ですが、そこにはかけがえのない充実感があります。

また、見守り活動を行っていないときでも、「どこかで見覚えが」と、子どもたちや親御さんから声をかけていただくこともしばしば。これも「見守り隊」がくれた大切なご縁です。これからも地域の皆さんと協力しながら地道に活動を続け、知人や友人、そのご家族が多く暮らすこの地域の安全を見守っていきたくと願っています。

【推進者を表彰しています！】

毎年、地域の美化活動や福祉ボランティア、青少年の健全育成など、市民憲章を率先して実行されている方々に対して、表彰が行われています。

市 民 憲 章 と S D G S

大好きな京都を未来に引き継ぐために、私たちが60年以上に亘って取り組んできた「市民憲章」。そして、「誰ひとり取り残さない」の理念の下、貧困や不平等・格差、気候変動などの課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指す「SDGs」。実は、「美しいまちをきずく」「清潔な環境をつくる」等、私たちが常日頃から「市民憲章」を意識し、取り組んできた活動は、「SDGs」と重なります。市民ぐるみで取り組んできた結果、大手新聞社が、ごみの減量など74もの項目を調べた「全国市区・サステナブル度・SDGs先進度調査では」、京都市が上位に選ばれています。（令和元年度1位、令和2年度2位、令和3年度4位）



市民憲章をはじめ、推進テーマや実践目標・行動例は、京都市ホームページにも掲載しています。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>

京都市市民憲章

検索



京都市市民憲章推進協議会

<事務局> 京都市総合企画局市長公室（広報担当）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話:075-222-3094 FAX:075-213-0286



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

